



カタログスタンドコーナー利用のご案内

大阪国際交流センター インフォメーションセンターでは、多文化共生社会の創造をめざし、在住外国人をはじめとする市民の皆さんの多様なニーズに応えるため、多文化共生、国際交流・協力、留学生支援などに関する情報・資料を収集・提供し、区役所など関係機関と連携しながら、多言語に対応した相談を行っています。

この中のカタログスタンドコーナーでは、より充実したインフォメーションサービスを行うため、来場者（1日約200名）に資料を自由に閲覧・持ち帰りいただけるよう、国際交流に関係したカタログ類の設置スペースを有料で提供しています。

現在、留学関係機関や語学学校、専門学校、国際交流団体の皆様に、ご利用いただいております。

貴団体のPR活動の一助として、この機会にぜひ当コーナーをご利用いただきますようご案内申し上げます。

～ご契約期間～

1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年の4種類からお選びください。

～ご利用料金（税込み）～

1ヶ月	1枠	7,350円
3ヶ月	1枠	22,050円
6ヶ月	1枠	43,050円
1年	1枠	84,000円

複数枠のご契約もお受けしています。

お申し込みに必要な書類

- ① カatalogスタンドコーナー申込書（様式1）
- ② 団体（会社）概要
- ③ 設置予定のカタログやパンフレット（各1部）

詳細は下記へお問い合わせください。

〒543-0001 大阪市天王寺区上本町 8-2-6

（財）大阪国際交流センター 情報企画部 カatalogスタンド担当：小宮

Tel (06) 6773-8989 Fax (06) 6773-8420 <http://www.ih-osaka.or.jp/>

E-mail: johokikaku@ih-osaka.or.jp



大阪国際交流センター インフォメーションセンター カタログスタンド使用規定

第 1 条 (目的)

この規定は、財団法人大阪国際交流センター（以下「財団」という）が、市民の国際交流の拠点として管理運営する大阪国際交流センター インフォメーションセンターにおいて、より充実したインフォメーションサービスを行うとともに、営利・非営利団体による国際交流に関係したカタログ類の設置スペースを有料で提供するため、カタログスタンドコーナーを設置し、その使用に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (使用施設)

財団のインフォメーションセンターにおいて使用に供する施設は、カタログスタンド60枠とする。

第 3 条 (使用期間)

カタログスタンドの使用期間は、使用承認の日より1ヶ月間・3ヶ月間・6ヶ月間・1年間の4種類から選択可能とする。

第 4 条 (使用料)

カタログスタンドの使用料金（以下「使用料」という）は1枠につき、1ヶ月額7,350円（消費税350円含む）・3ヶ月額22,050円（消費税1,050円含む）・6ヶ月額43,050円（消費税2,050円含む）・1年間額84,000円（消費税4,000円含む）とする。

第 5 条 (使用申込)

カタログスタンドを使用しようとする者は、別に定める申込書により申し込まなければならない。

第 6 条 (使用の承認)

カタログスタンドの使用の承認は、財団が別に定める使用承認書をカタログスタンドの使用者（以下「使用者」という）に交付することにより行うものとする。

第 7 条 (使用料の納入)

使用者は、原則として使用期間開始の前日までに使用料を納入しなければならない。

第 8 条 (使用料の不還付)

既納の使用料は、還付しない。

第 9 条 (使用の制限)

カタログスタンドの使用においては、次の各号の一に該当するときは、使用を承認しないものとする。また、使用を取り消す場合がある。

- (1) カタログ等の内容が、公序良俗に反するもの
- (2) カタログ等の内容が、政治、宗教等の活動を目的とするもの
- (3) その他財団が不相当と認めたもの

第10条 (使用権の譲渡および転貸の禁止)

使用者は、その権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

第11条 (施行細則)

この規定の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成元年12月1日から施行。
平成11年8月24日一部改正し、施行。
平成12年4月1日一部改正し、施行。
平成19年8月1日一部改正し、施行。